

# 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証品目確認要領

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会

(趣旨)

第1条 この要領は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長が国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領（以下「認証要領」という。）別紙1の認証基準の要件に係る確認方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(確認申請)

第2条 認証要領別紙1の認証品目についての確認を希望する生産者（以下「申請者」という。）は、確認申請書（様式1）により、住所を有する市町村を經由して国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(確認方法)

第3条 会長は、前条の規定による確認申請書の提出があった場合は、認証要領別紙1の認証基準に該当するかどうかを事務局に確認させる。  
2 乾しいたけにおいては、認証要領別紙1の2の認証基準のうち、①と②に該当するかどうかを別紙様式1の確認調書に基づいて確認する。

(結果の通知)

第4条 会長は、前条の規定による確認の結果を確認通知書（様式2）により、申請者に通知する。

(確認方法の変更)

第5条 第3条の確認方法に変更がある場合は、認証委員会で協議し変更する。変更内容は会長に報告する。

附則 この要領は平成26年2月3日から施行する。

(様式 1)

国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証確認申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証品目（乾しいたけ）を下記のとおり生産したいので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証品目確認要領第 2 条の規定に基づき申請します。

記

項 目	住所、地番	原木または ほだ木量	面積または 植菌量
伐採林の住所、地番 面積等	No1	m <sup>3</sup>	a
	No2	m <sup>3</sup>	a
	No3	m <sup>3</sup>	a
伏込場の住所、地番等	No1	m <sup>3</sup>	/
	No2	m <sup>3</sup>	
	No3	m <sup>3</sup>	
ほだ場の住所、地番、 植菌数等	No1	m <sup>3</sup>	千駒
	No2	m <sup>3</sup>	千駒
	No3	m <sup>3</sup>	千駒
乾燥場所の住所			

添付書類

- ・ 森林法第 10 条に基づく伐採届の写しまたは森林法第 34 条に基づく保安林の伐採許可書の写し
- ・ 位置図
- ・ 種駒購入を証明する書類

(様式2)

確認通知書

年 月 日

殿

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長

年 月 日付で申請のあった件について、下記のとおり確認したので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド品目確認要領第4条に基づき通知します。

記

- 1 認証要領別紙1の2（乾しいたけ認証基準）の1及び2に該当するほだ場の住所、地番
- 2 上記に該当しないほだ場の住所、地番
- 3 乾燥場所の住所